

次世代 IC カードシステム研究会 規約(改訂第5版)

平成 30 年 3 月 28 日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「次世代 IC カードシステム研究会」(英語名 : the Next generation Ic Card System Study group 略称 : NICSS)と称する任意団体である。

(目的)

本会は、「利用者目線に立った公的 IC カード等による社会保障サービス向上や電子政府の最適化にむけた ICT 利活用の提言」を目的として、課題を調査・検討し関係府省に提言を行っていく。

(活動)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 政府の施策を踏まえ、利用者の利便性と情報の安全性の観点から、公的 IC カード等、セキュリティの高い利用者認証、またそれを利用するサービス基盤の検討を行い、実現に向けて関係府省へ提言するとともに、普及促進を行う。

(2) 国際活動を行うことにより、NICSS として日本から情報発信を行い、また海外動向を関係府省にフィードバックすることにより、日本の位置付けと処すべき方向性について提言をする。

(3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第3条 本会の運営及び活動の実施に関する事務処理を行うため、事務局を置く。

2本会の事務局を、東京都港区西新橋 2-14-1(興和西新橋ビル B 棟 1604 号室)に設置する。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の目的・趣旨及び活動に賛同する法人、団体、個人等は、理事会の承認を得ることにより、本会の会員になることができる。

2会員は、理事会員、正会員、個人会員、特別会員とする。

- (1) 理事会員：本会の理事または監事になり得る会員
- (2) 正会員：団体として活動に参加する会員
- (3) 個人会員：個人として活動に参加する会員
- (4) 特別会員：理事会が本会の目的及び活動にてらして特に認められた公益法人等の団体

3会員は、理事会の承認を得ることにより、理事会員から正会員に、または正会員から理事会員になることができる。

(会員の権利及び義務)

第5条 理事会員は、理事会の議決権を持ち、またグループ単位(WG、TF等)による活動への参加ができるほか、本会の活動成果等及び関連する情報の優先的利用、その他本会の活動に係わる便宜を享受することができる。

2正会員は、運営委員会の承認を得ることにより、原則として1つのWG、TF等による活動への参加ができるほか、本会の活動成果等及び関連する情報の優先的利用、その他本会の活動に係わる便宜を享受することができる。

3個人会員は、個人として、本会の趣旨を理解し、活動に参加し貢献の意欲のある場合に、運営委員会の承認を得ることにより、原則として1つのWG、TF等による活動に係わるすることができる。

4特別会員は、理事会の認められた範囲において、WG、TF等による活動への参加ができるほか、本会の活動成果等及び関連する情報の優先的利用、その他本会の活動に係わる便宜を享受することができる。

5理事会員は、本会のWG、TF等による活動を主体的に推進すると共に、所定の年会費を納めなければならない。

6正会員は、本会の活動に協力すると共に、所定の年会費を納めなければならない。

7個人会員は、本会の活動に協力すると共に、所定の年会費を納めなければならない。

(年会費)

第6条 会員は、本会の運営及び活動の実施に要する費用として年会費を納入する。年会費は、理事会員 85 万円、正会員 10 万円、個人会員 1 万円とする。

2 特別会員は、年会費を無料とする。

3 個人会員において、特定の団体に属さない場合、非営利団体又は、本会の活動成果の使用を目的としていない団体に属している場合は、年会費を無料とする。

4 会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。

5 理事会員は、年会費を一括して、または半期ごとに分割して納入することができる。

6 会費は、理事会において見直し変更できる。

(退会及び除名)

第7条 会員は、任意に本会から退会することができる。ただし、退会するときは、退会の 1 ヶ月前までに所定の退会届出書により届け出ると共に、当該年度の年会費を全額納入しなければならない。

2 会員が会員たる義務に違反する行為、または本会の目的・趣旨に反する行為をなしたときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以内

(2) 監事 1 名

2 理事のうち、会長を 1 名置く。

3 役員任期は特に定めないが、やむを得ない理由により退任や交代する場合は、理事会の承認が必要となる。

4 やむを得ない理由により退任した役員は、後任者が選任されるまでは、なおその任にあるものとする。

(選任)

第9条 理事は、総会において理事会員の中から選任する。特に必要があるときは、理事会員以外から理事を選任することができる。

2 会長、監事は、理事会において理事の互選により定める。

(会長等の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、総会を主宰する。

2 会長は、事務局を選任し、事務局は、本会の運営に係わる事務処理を行う。

- 3本会に運営企画 WG を設置し、本会の運営方針や活動内容の検討を行い、理事会、運営委員会に図る。また、運営企画 WG は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4運営企画 WG は、理事会、運営委員会を主宰する。
- 5運営企画 WG は、理事会員によって構成される。
- 6監事は、本会の収支決算について監査し、総会に報告する。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、理事会員、正会員、個人会員によって構成する。

2総会は、本会の活動状況について報告を受けるほか、本規約に定められた事項について議決を行う。

(理事会及び運営委員会)

第12条 理事会、運営委員会は、理事、監事によって構成する。

2理事会は、本規約に定められた事項のほか、本会の運営及び活動の実施に関する重要な事項について審議、議決を行う。

3監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4運営委員会は、月1回程度開催し、1ヶ月間の活動の状況報告を行うとともに、適宜本会の運営及び活動の実施に関する事項について審議、議決を行う。

5運営委員会は、機動性を生かして活動を実施するために必要に応じて、WG、TF等を設置することができる。

6運営委員会は、本会の活動を活発にするために、会員間の情報交換の場とする。

(開催)

第13条 総会は、年1回、事業年度終了後、原則として3ヶ月以内に開催するものとする。

2理事会は、会長または運営企画WGが必要と認めたときに、開催するものとする。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2理事会は、運営企画WGが招集し、運営する。

(議事方法)

第15条 総会及び理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

2議決が必要な事項は、出席した理事の3分の2以上の賛成により決する。

3会議主催者は、必要があると認めたときに、構成員以外の者に出席させ、説明、意見などを求めることができる。

(委任等)

第16条 やむを得ない理由により総会または理事会に出席できない理事は、書面をもって代理人に議決権を委任することができる。
2前項の規定により議決権を行使するときは、当該構成員は出席したものとみなす。

第5章 フェロー

(目的)

第17条 本会は、運営委員会の承認を得ることにより、本会の活動に多大なる貢献をした会員に、フェローの称号を贈呈することによって、それぞれの功績を称えとともに、有能な識者を引き続き本会への同調者としてつなぎとめることによって本会活動拡充に資する効果を期待する。

第6章 オブザーバー、有識者

(オブザーバー、有識者)

第18条 本会の WG、TF は、活動を推進するために、オブザーバーや有識者を招聘することができる。ただし、運営委員会で合意を得ることとする。

第7章 経費及び収支予算等

(経費)

第19条 本会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金、及びその他の雑収入を充てる。
(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(収支予算等)

第21条 本会は、毎事業年度開始前にその事業年度の収支予算及び活動計画を、また毎事業年度終了後にその事業年度の収支決算及び活動報告を作成し、理事会の議決を得た後、総会に報告するものとする。

第8章 雑則

(規約の変更)

第22条 規約の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上が賛成することにより行う。

(解散及び残余財産処分)

第23条 本会は次に掲げる事由により解散する。

(1) 本会が、政府、社会の動向から本会が役目を果たしたと理事会で判断された場合

(2) 本会活動を行うために十分な会員が得られない場合

2 解散に係る総会は理事会の議決を経て理事会がこれを召集することができるものとし、この場合、理事会の代表者を選任して議長とすることができるものとする。総会での解散及び残余財産処分に係る議決は理事会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 解散のときに存する残余財産は、解散のため必要な費用を除き解散時に在籍している理事会員正会員の年会費で按分し返還することを原則とする。ただし、個々の会員が公共の福祉に資する財団に寄付することを希望するのであれば、これを妨げない。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、平成30年3月28日から施行する。

以 上

平成29年9月21日

次世代ICカードシステム研究会コンプライアンス規約(第2版)

近年、各企業においては、コンプライアンスの実践を事業の最重要課題のひとつと位置づけ、法令・諸規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実、公正かつ透明性の高い行動をとることが求められている。

これまでの次世代ICカードシステム研究会(以下、「NICSS」という。)の活動において、コンプライアンスに反する事例は一切ないが、時代の趨勢に鑑み、一層の徹底をはかるため、コンプライアンスの方針をここに定める。

各会員は、所属する企業の定める規定を遵守することは勿論、ここに定めるNICSSのコンプライアンス規約に沿って活動を行うことを、改めてお願いする。

- 1) NICSSは「次世代ICカードシステム研究会規約」に則り、「利用者目線に立った公的ICカード等による社会保障サービス向上や電子政府の最適化にむけたICT利活用の提言」を目的として、課題を調査・検討し関係府省に提言を行っていくこととする。
- 2) 従い、その活動のためにNICSS会員が参加する会合(会議、懇談会等)においても、ビジネス(商売)に関する話題は一切取り扱わない。会議の都度、座席表に記載されたコンプライアンス宣言を確認するものとする。
- 3) 会議の内容を明確化するため、NICSS会員が参加する会議において、議事録を作成し、6か月に一度運営企画WGで確認する。
- 4) NICSSの活動の性格上、公務員もしくは準公務員との接触は避けられないが、社会通念上相当と認められる節度を持った接触とし、上記、各項を遵守する。

以上

【コンプライアンス宣言】

次世代ICカードシステム研究会会員は会議、懇談会、およびその他のNICSSの会合で、既に公になったものを除き、以下を話題としてはならない。

(1) 会員各社が取引上取り扱う価格等に関する次のもの

具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等

(2) 会員各社が取引上取り扱う数量等に関する次のもの

市場占有率、製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地域等

(3) 会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等

(4) 会員各社の設備の新增設または廃棄等

(5) その他競争法で禁止されている事項